

## 北海道立道民活動センター利用の条件

年 月 日

署名

北海道立道民活動センター条例第8条第2項に基づき付する利用の条件は、次のとおりとします。

- 1 次に該当する方は入館できません。
  - ・来館前に検温を実施し「37.5度以上の発熱」がある方
  - ・「息苦しさや強いだるさ等の体調不良」がある方
- 2 当センターが定める定員を厳守することとし、原則として、指定した席以外の着席は認めません。また、机や椅子の移動もできません。
- 3 感染者が発生した場合は、必要に応じて把握している情報を保健所等の公的機関へ提供することとなるため、参集者の氏名及び緊急連絡先を把握してください。
- 4 参集者等に対し、手渡しでパンフレット等を渡す行為は避け、まえもって座席にパンフレット等を配置する等の対策を講じてください。
- 5 「道民活動センター新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」を遵守してください。
- 6 会場内での飲食（水分補給を除く。）は控え、やむを得ない場合は十分に人と人との距離を確保した上で、黙食を徹底してください。
- 7 館内では、マスクの着用をお願いします。
- 8 館内において、人との距離（2m以上が目安）が確保できる状況で、会話をほとんどしない場合は、マスクを着用しないことを妨げません。

※定員の制限を緩和する条件を全て満たすことにより、収容定員までの配席数（収容率100%）とすることができます。詳しくは、スタッフにお尋ねください。